

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第11回 総会議事録

期日 令和 7年 2月 7日

場所 おいらせ町立東公民館

第11回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館
2. 開会期日 令和 7年 2月 7日 (金) 午後 3時57分
3. 閉会日時 令和 7年 2月 7日 (金) 午後 4時40分

4. 出席委員

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 日ヶ久保 浩幸 君 | 2番 馬場 武雄 君 | 3番 日ヶ久保 亨 君 |
| 4番 玉川 勉 君 | 5番 沼舘 廣志 君 | 6番 久慈 弘子 君 |
| 7番 吉田 良紀 君 | 8番 袴田 光雄 君 | 9番 佐々木 明博 君 |
| 10番 松林 一弥 君 | 11番 柏崎 幸子 君 | 12番 坂井田 進 君 |
| 13番 袴田 信男 君 | 14番 上久保 辰視 君 | 15番 久保田 信一 君 |
| 16番 川口 勉 君 | 17番 成田 健義 君 | 18番 名古屋 誠一 君 |
| 19番 松林 勝智 君 | | |

5. 欠席委員

なし

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第 28 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第 29 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (4) 議案第 49 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第 50 号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第 51 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (7) 議案第 52 号 おいらせ町地域計画の策定に係る意見について
- (8) 議案第 53 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- (9) 議案第 54 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請の決定について

7. 会議録署名委員

3 番 日ヶ久保 亨 君、4 番 玉川 勉 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駁 淳

おいらせ町役場農林水産課 主幹 西舘 道幸 主幹 成田 和久

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後 3 時 5 7 分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和 6 年度第 1 1 回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、1 9 名中 1 9 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第 1 3 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、3 番 日ヶ久保 亨 委員、4 番 玉川 勉 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第 2 7 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第 2 7 号について説明します。</p> <p>議案書の 1 - 1 から 1 - 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p>

議 長	<p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第27号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第28号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第28号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第28号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第29号「農地中間管理事業に係るおいらせ町</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、報告第29号について説明します。</p> <p>議案書の3-1と3-2ページをご覧ください。</p> <p>令和6年3月と12月総会で要請を決定した2件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第29号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。議案第49号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、吉田 良紀 委員 の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第49号 番号1は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当^がします^いので、吉田 良紀 委員 は一時退出をお願いします。</p> <p>(吉田 良紀 委員 退席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい。それでは、議案第49号 番号1について説明します。 議案書の4ページと資料2をご覧ください。売買による所有権移 転となります。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 一川目二丁目の畑 1筆、面積は1,908平方メ ートルとなっております。申請書を精査した結果、農地法第3条第 2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判 断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められ ません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。はい、ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ござ いませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田 良紀 委員の入室を認めます。</p>

	<p>(吉田 吉紀 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>吉田 吉紀 委員にお伝えいたします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第49号残りの事案について説明します。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>番号2は、贈与による所有権移転です。資料3をご覧ください。譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 鶉久保山の畑 1筆、面積は11,474平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第49号を残りの事案を原案どおり決定す</p>

<p>議 長</p>	<p>ることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第49号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第50号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第50号について説明します。</p> <p>議案書の5-1、5-2ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和7年1月24日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が6件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は11筆で、面積は合計21,552平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第50号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第50号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第51号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、吉田 良紀 委員 の後継者が当事者となっている事案がございます。</p> <p>議案第51号 番号6は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当^がいたしますので、吉田 良紀 委員 は一時退出をお願いします。</p> <p>(吉田 吉紀 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第51号 番号6について説明します。</p> <p>議案書の6-3ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は11筆で、面積は合計13,208平方メートル、設定期間は10年間となります。</p>

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田良紀委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
議 長	<p>吉田 良紀 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第51号残りの事案について説明します。議案書の6-1から6-4ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が2件と賃借権の設定が6件となって</p>

議 長	<p>おります。これにより集積される農地は22筆で、合計面積は63,834平方メートル(約6.3ヘクタール)、設定期間は1年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第51号は残りの事案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第51号残りの事案を原案どおり決定いたします。次に、議案第52号が事務局の事情で追加資料がありますので、53号を先にやりたいと思います。よろしいですか。</p> <p>じゃあ、議案第53号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは議案第53号について説明します。</p> <p>議案書の8-1ページ 番号1と資料4をご覧ください。</p>

	<p>変更の内容は農用地区域からの除外であり、事業計画者は、 ととなります。</p> <p>土地の所在は、鶉久保山の山林 2筆、面積は合計9,866平方メートルです。事業の目的は太陽光発電事業となっております。</p> <p>次に、議案書の8-2ページから8-5ページ 番号2と資料5をご覧ください。</p> <p>変更の内容は農用地区域への編入であり、事業計画者は、 ととなります。</p> <p>土地の所在は、日ヶ久保地区の田 87筆、面積は合計111,729平方メートル（11.1ヘクタール）です。事業の目的はかんがい排水事業の実施のためとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>はい、5番 沼館です。</p> <p>この2番なんですけども、これ農用区域外から農用区域への編入 ということよろしいですか。</p> <p>はい、担当の西館です。よろしくお願ひします。</p> <p>今、ご質問のありました沼館委員のおっしゃる通り、農用地区域 外から農用地区域内への編入になります。</p>
議 長	
5 番 (沼館委員)	
農林水産課 (西館主幹)	

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>ということはですね。農用地区域というのは生産性の高い農地ということですよ。ということは、この今言っている「外」というのは今まで生産性が悪かった土地だということですか。</p>
<p>農林水産課 (西館主幹)</p>	<p>はい。 そういう訳ではなくて、ただ農用地区域に入っていない区域だったというだけで、連担した農地の形成はされておりました。</p>
<p>16番 (川口委員)</p>	<p>議長。16番 川口 勉です。 自分もあの周辺よく通るのですが、これからいうとその、区域への編入という、今まで区域でなかったのかなというふうな見方をしてしまうのですが。平たく後学のために、こういうの今までこうだったのが、こうするためにこういう手続きが必要だっていうのを、ご説明、簡単をお願いします。</p>
<p>農林水産課 (西館主幹)</p>	<p>ご承知のとおり昨年の4月くらいですかね。この地区が明神川から灌漑するこの地区の田んぼに塩害の影響があって、その時に現地状況を見ましたら、ラバーダムというのが明神川にありまして、それが今は故障してまして、それが効いてなかったことが原因だということで、改修が必要というところです。ラバーダムを利用している農用地区域をとるところが、今まで東下谷地地区の方の田んぼを含めた形でエリアが設定されていたので、区域面積としては90ヘクタール以上あるエリアが対象となっているのですが、東下谷地の田んぼの方も水が、ポンプが火災で吸い上げられなくなったということで、今現在動かしている塩害の被害を受けた地区だけ</p>

がラバーダム^①の受益地となったということです。

で、この受益地を見たときに、受益地の中で農用地区域に指定されているのは塩害を受けた地区のほんの一部、10ヘクタールくらいが農用地区域に指定されておりました。それ以外の部分は農用地区域外、いわゆる白地というふうなことで、農用地の指定を受けておりませんでした。その関係で今回、その受益地を拡大して50ヘクタール以上を確保することによって、土地改良事業の受益者負担が軽減されるというふうなことがありまして、この部分の農用地区域に編入を今回する、というふうなことで決定したということになります。

この受益地の編入に伴いまして、農地自体はご承知のとおり制約を受ける、中々農地以外のものに除外するということが難しくなるというふうなところもありますので、受益者の同意を得て、農用地区域への編入手続きをするものです。

議長

…よろしいですか。わかりました。

16番

はい、大丈夫です。

(川口委員)

5番

ということは、ラバーダム改修のために、何か県の方から補助金か何かもらうために編入したということによろしいですか。

(沼館委員)

農林水産課

端的に言えば、事業実施をするにあたって受益地を拡大することによって、補助率が10ヘクタールと20ヘクタールで変わってく

(西館主幹)

	<p>るみたいです。その関係もあって、受益地を広げた方がより受益者の負担も減るし、町の負担も当然減るんですけども。そういうふうなことがあって、今回農用地域外から農用地域、受益地の拡大をしてこういうメリットも保持しようということで申請があったものと見受けられます。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>ということは、今まで地域内の普及にこのラバーダム、前に作ったんですよね。それが前のやつ壊れて、新しいの作るのですが、前作ったときは県の方からは一切補助金無くてその人たちだけで作ったということでいいですね。</p>
<p>農林水産課 (西館主幹)</p>	<p>前のときは、先ほど言ったように受益地の上方に東下谷地っていう高台の方があるんですけども、そっちも受益地に入っていたんです。そっちが80ヘクタールくらいあるので。受益が十分確保されていたんですけども、そっちがもう田んぼでなくなったものだから。受益が減ったということで、前も補助でやっていますが、今回はこの受益が減った分を補うために下の田んぼの方も編入したということであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか、あとございませんか。</p>
<p>7 番 (吉田委員)</p>	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>この今ここに20人くらいの農家の人たち名前があるんですけども。この以前、この農用地地域外、以前はそうだったということ</p>

	<p>で、もしその人たちがこの田んぼを売買する場合は、基盤法では売買できなかったということになるんですか。</p>
<p>農林水産課 (西館主幹)</p>	<p>はい、いいですか。 ここは農用地区域外ですので、基盤法の対象外になります。</p>
<p>7 番 (吉田委員)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>あとございませんでしょうか。ないですか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第53号は異存無しと回答することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第53号を異存無しと回答いたします。 次に、議案第54号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画一括方式の要請の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。それでは、議案第54号について説明します。</p>

<p>(柏崎事務局長)</p>	<p>議案書の9-1から9-3ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が2件となっております。これにより集積される農地は19筆で、合計面積は26,586平方メートル、設定期間は10年間となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第54号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第54号を原案どおり決定いたします。</p> <p>あと今、議案第52号の資料がまだできていないようで、暫時休憩いたします。よろしいですか。</p> <p>(休 憩)</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、何か資料が揃ったようなので、休憩を解きます。</p> <p>ではあと、議案第52号「おいらせ町地域計画の策定に係る意見</p>

<p>農林水産課 (成田主幹)</p>	<p>について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>地域計画担当の農林水産課の成田です。よろしくお願いします。</p> <p>今、皆さんの手元に二人で1部ずつ、ということですが。時間の関係もありますのでかいつまんでご説明させていただきます。</p> <p>5種類ですね。5小学校区で下田小学校区、木内々小学校区、木ノ下小学校区、百石小学校区、甲洋小学校区ということで5種類、配られていると思います。この計画策定にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、農業委員会の意見を聴くこととされているため、意見聴取のうえ策定の手続きを行うものです。</p> <p>本計画の策定地域は、これまでの人・農地プランと同様に、5小学校区毎に策定します。また、策定にあたっては、先般、令和6年3月及び12月に協議の場として開催しました座談会、皆さんからも出席していただいているかと思いますが、座談会でのご意見を反映しております。</p> <p>本計画（案）の内容について、ポイントのみ説明いたします。</p> <p>まず、下田小学校区ですが、農用地等面積が509.78ヘクタール、規模縮小の意向のある面積38.82ヘクタール、今後の規模拡大の意向のある面積93.3ヘクタールで、現状の集積率64.65パーセント、将来の目標集積率は80パーセントとしております。</p> <p>現状及び課題、将来の在り方については、本村営農団地運営委員会の運営のあり方等を検討することとしています。目標を達成するための取組みとしては、①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減</p>
-------------------------	--

肥料、③スマート農業、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携、⑩その他としては、農福連携や6次産業化等の取組みを選択しております。農業を担う者については、一番最後のページですね、一覧のとおりで合計35経営体、現状経営面積329.6ヘクタール、目標経営面積422.9ヘクタールとなっております。

次に木内々小学校区。よろしいですか。木内々小学校区ですが、農用地等面積が416.48ヘクタール、規模縮小の意向のある面積64.5ヘクタール、今後の規模拡大の意向のある面積9ヘクタールで、現状の集積率39.59パーセント、将来の目標集積率は60パーセントとしております。

現状及び課題、将来の在り方については、三本木地域水土里保全隊と連携しながら耕作放棄地の解消に取り組むこととしております。目標を達成するための取組みとしては、小前谷地地区を中心とした基盤整備事業の取組みや、①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携、⑩その他としては、農福連携や6次産業化等の取組みを選択しております。農業を担う者については一覧のとおりで、合計24経営体、現状経営面積164.9ヘクタール、目標経営面積173.88ヘクタールとなっております。

次に木ノ下小学校区ですが、農用地等面積が1408.86ヘクタール、規模縮小の意向のある面積103.23ヘクタール、今後の規模拡大の意向のある面積165.5ヘクタールで、現状の集積率48.34パーセント、将来の目標集積率は70パーセントとしております。目標を達成するための取組みとしては、豊栄地区を中

心とした基盤整備事業の取組みや、①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携、⑩その他としては、農福連携や6次産業化等の取組みを選択しております。農業を担う者については一覧のとおりで、合計91経営体、現状経営面積681.1ヘクタール、目標経営面積846.6ヘクタールとなっております。

次に百石小学校区ですが、農用地等面積が306.02ヘクタール、規模縮小の意向のある面積47.87ヘクタール、今後の規模拡大の意向のある面積2.3ヘクタールで、現状の集積率39.96パーセント、将来の目標集積率は60パーセントとしております。目標を達成するための取組みとしては、①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑩その他としては、農福連携や6次産業化等の取組みを選択しております。農業を担う者については一覧のとおりで、合計27経営体、現状経営面積122.3ヘクタール、目標経営面積124.6ヘクタールとなっております。

最後に甲洋小学校区ですが、農用地等面積が759.08ヘクタール、規模縮小の意向のある面積85.11ヘクタール、今後の規模拡大の意向のある面積38.2ヘクタールで、現状の集積率68.75パーセント、将来の目標集積率は80パーセントとしております。目標を達成するための取組みとしては、①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携、⑩その他としては、農福連携や6次産業化

<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>等の取組みを選択しております。農業を担う者については一覧のとおりで、合計79経営体、現状経営面積521.9ヘクタール、目標経営面積560.6ヘクタールとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>はい。それでは、目標地図について、説明いたします。こちらのカラーの資料をご覧ください。</p> <p>農業委員会では「10年後の耕作者毎の目標地図」の作成を農林水産課から求められており、今後の農業経営の拡大したい、縮小したいといった意向を反映させた現況地図をもとに話し合い、10年後の担い手を割り付けたものが目標地図となります。</p> <p>前の方に、話し合いの時に使った地図ですね、参考に北部地域の一部を持ってきましたので、これ終わりましたら見たいという方はご覧ください。</p> <p>お手元にあるのは一部ですね。木ノ下地区の目標地図になります。本来であれば、すべての地図を出したかったのですが、資料が膨大になるため、今回は抜粋版をお配りしています。</p> <p>まず1ページをご覧ください。5小学校区毎にエリアを分けております。</p> <p>続いて2ページをご覧ください。小学校毎の担い手一覧です。皆さんにお配りしているのは木ノ下小学校区の担い手一覧になります。担い手が少し、少しというかかなり多くてですね。色が色々あって見づらいんですけども、何とかこう分けようと思ってですね。枠の色を変えたりとかでうまくこう分けていましたのでご理解い</p>
-------------------------	---

	<p>ただきたいと思います。</p> <p>続いて3ページをご覧ください。こちらが地図のイメージとなります。カラフルで本当見づらいんですけども。もし詳しく見たい方は事務局窓口、パソコンの方に最終版というか形式版が入っておりますので、そちらはお見せできますので、見たい方は窓口まで来てもらえればと思います。</p> <p>この地図の毎年見直しを行いまして、完成度の高い目標地図を作成し、10年後の農業のあり方を考えていく資料となっております。</p> <p>以上で目標地図の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
1 6 番 (川口委員)	<p>議長。16番 川口 勉です。</p> <p>今の説明、木ノ下小学校区だけで、例えばここで承認を求めるわけですか。</p>
事 務 局 (尾敷主任主査)	<p>もし他の小学校区域を見たい方は、すみません、事務局まで来ていただければきちんと説明したいと思うのでご理解ください。</p>
1 6 番 (川口委員)	<p>いや。あの、続けて。</p> <p>なんというか、手続き的にそれで問題ないのであれば。あの職員の皆さんが一所懸命やっているのはわかっているし、私もあのこの前、説明会があったときに参加しているので、内容は把握していま</p>

	<p>すが。承認を得るものとしては、木ノ下小学校区だけ出して、ここで承認するというのはすごく無責任な承認の仕方になるのではないかと、今、気がしたもので。いや、あの不備はないと思っています。ただ責任を追及されたときに、それで責任を負わされるのはなあ。そののここだけです。</p>
<p>事務局 (尾取主任主査)</p>	<p>本来であれば、そうですね。5小学校区お持ちしたかったんですけども。これ10年間今後続きますので、どんどん来年に向けてまた毎年見直しとかおこなって、座談会も開催してどんどん改正の方、おこなっていきたいと思いますので。すみません、今回はちょっとこれしか今、手元には出せないんですけども。もしどうしてもというのであればこちらで資料を作るといっても、やっぱり多くてですね。中々難しいので、やはり窓口の方に来ていただきたいなという、すみません、回答になります。</p>
<p>16番 (川口委員)</p>	<p>承知しました。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。まず、お願いします。 では、あとないですか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ…質疑なしと認め、議案第52号は異存無しと回答することにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第52号を異存無しと回答いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第11回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>
-----	---

閉会 午後4時40分